

管理者の職務を代理する上席の事務職員を定める規則

平成26年11月25日規則第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定により管理者の職務を代理する上席の事務職員は、事務局長の職にある者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。